

議会運営委員会会議録

(令和3年6月4日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和3年6月4日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

(総務課)		(企画財政課)	
課長	浅海宏貴	課長	立花慶司

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概略説明とその取扱いについて
- (3) その他

開会	10時00分
閉会	11時22分

○**鷹野副委員長** 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○**山下委員長** 皆さんおはようございます。議会改選後、初めての本会議に係る議会運営委員会を開催したところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。今回は7人の新しい議員も加わり、これから新しい議員の皆さんの活発的な、建設的な意見を期待をしております。それでは、早速協議事項に入ります。

まず、1番、議事日程について、会議録署名議員、3番、池田議員、4番、吉田議員。

続きまして、会期の日程、8日間の6月11日から6月18日までです。3番、諸般の報告、議長の活動状況報告、例月出納検査報告、請願の取扱い報告は6月11日の初日に行います。この件で何か御質問ありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○**山下委員長** 続きまして、一般質問の方法について、通告順で行います。

1番、嘉喜山議員、2番、吉田議員、3番、少林議員、4番、金繁議員、5番、池田議員、6番、石川議員の順番で行います。

よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**山下委員長** 一般質問に係る説明員として、今回、選挙管理委員長の出席を要求するというところでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**山下委員長** そしたら、事務局のほうで要求をさせていただきます。

続きまして、説明用資料持込使用申出について、金繁議員から資料パネル2枚の申出がありました。資料は申出のとおり、確認事項、留意事項を守って使用していただくということで皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**山下委員長** 金繁議員に。この資料について、確認はされておりますか。

○**金繁委員** はい。

○**山下委員長** 分かりました。

それでは次に、質問者が6名のため、別日程とするか、それとも初日に6名を行い、17時を過ぎるようであれば、時間延長とするか、協議をしていただきたいと思います。ちょっと局長に、大体時間的なタイムスケジュールをお聞きしたいんですが。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 以前に一般質問が6名出たことがありましたけども、その際は大体一般質問が終わったのが午後3時半、そして、それからその他の議案について審議をいたしまして、終わったのが5時10分程度という事例がございます。

以上です。

○**山下委員長** 今報告がありました。多少5時を回る可能性があると思うんですが、どういたしましょうか。御意見をいただきたいんですが。

(発言する者あり)

○山下委員長 今、延長という意見が出ましたので、延長してその日に終わらせるということによろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案の概要説明とその取扱いについて。理事者提案に関するもの 18 案、承認 2 案、契約関係 3 案、報告 5 案、補正予算 4 案、条例の改正 4 案、計 18 案です。それについて、理事者提案に係る議案について、説明を求めます。最初に、総務課長から条例関係、その他の議案についての説明をお願いいたします。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 それでは、私のほうから関係議案のそれぞれのポイントのみ簡潔に説明をさせていただきます。

まず、承認第 5 号の予算の専決案件、それから報告第 1 号から第 5 号の報告案件、第 44 号議案から第 47 号議案の補正予算案件につきましては、企画財政課長のほうにお任せをいたします。私のほうから、承認第 6 号、専決処分第 6 号の承認を求めることについて（損害賠償の和解）を御説明いたします。本案につきましては、先般の議員全員協議会において、担当課長から説明を行っておりますので、私からの個別説明は割愛をさせていただきます。当日は、中田町民課長が提案説明をいたします。

続きまして、第 37 号議案、愛南町公共事業分担金徴収条例の一部改正について、御説明をいたします。本案は、愛南町営浄化槽整備推進事業条例が一部改正されたことから、分担金徴収条例の改正を行うものであります。改正内容につきましては、2 ページの新旧対照表にありますように、町営浄化槽整備推進事業の備考欄について、国の補助要綱における表記の変更に伴い、2 個以上 5 個以下を計画処理対象人員 100 人以内に改めます。議案に戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、第 38 号議案、愛南町豊かな自然と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。本案につきましても、先般の議員全員協議会におきまして、担当課長から説明を行っておりますので、私からの個別説明は割愛させていただきます。当日は、前の第 37 号議案とともに、2 件とも山本環境衛生課長が提案説明を行います。

次に、第 39 号議案、愛南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明をいたします。本案は、令和 3 年 3 月 31 日付、総務省自治税務局長通知によりまして、本条例の一部を改正するため提案いたします。改正の内容につきましては、2 ページの新旧対照表のとおり、第 4 条第 4 項を削除し、第 8 条第 5 項中、「記載し、提出者がこれに署名・押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものであります。議案に戻っていただき、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

当日は、私が提案説明を行います。

次に、第 40 号議案、愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを御説明いたします。本条例の制定の趣旨といたしましては、小規模企業振興基本法の規定によりまして、小規模企業・中小企業を含めて振興に関する本条例を提案するものであります。第 3 条では、中小企業等の振興に関する 3 つの基本理念について、第 4 条では、町の役割、第 5 条では、中小企業等の役割について定めております。第 6 条では、商工会の役割について、第

7条では、金融機関の協力について、第8条では、町民の協力について定めております。

第9条から第14条までは、町の取組に関する規定になります。以上が本則ですが、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。当日は、兵頭商工観光課長が提案説明をいたします。

次に、第41号議案、公用車（塵芥車）購入契約について御説明いたします。本契約は、環境衛生センターで実施しております公共施設の事業系一般廃棄物の回収作業に使用する塵芥車を購入するものであります。2ページをお開きください。購入する車両概要や架装品及び装備について記載をしておりますので、お目通しをお願いいたします。本契約は、令和3年5月21日に入札を執行しておりますが、その予定価格が700万円を超えており、議会の議決が必要なため、提案するものであります。1ページに戻っていただき、契約の内容については、1の契約の目的は、公用車購入事業（塵芥車）、2の契約の方法は、指名競争入札による契約、3の契約金額は874万7,000円、4の契約の相手方は、有限会社南郡モータース、代表取締役松本邦義であります。納期につきましては、令和4年3月22日までを予定しております。当日は、山本環境衛生課長が提案説明を行います。

次に、第42号議案、公用車（災害対応特殊救急自動車）購入契約について、御説明いたします。本案は、平成19年度に購入いたしました災害対応特殊救急自動車が14年経過したため、救急体制を強化するために更新をするものであります。本契約は、令和3年5月21日に入札を執行いたしました。予定価格が700万円を超えており、議会の議決が必要なため、提案するものであります。契約の内容については、1の契約の目的は、災害対応特殊救急自動車購入事業であります。2の契約の方法は、指名競争入札による契約。3の契約金額は、3,596万3,150円であります。4の契約の相手方は、愛媛トヨタ自動車（株）T o P T o w n 宇和島、副店長藤原靖久です。納期につきましては、令和4年1月31日までとしております。当日は、中平消防長が提案説明を行います。

次に、第43号議案、R2魚神山漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更について、御説明いたします。本案は、令和2年9月3日に請負契約の議決書を受けている工事の変更契約に係るものであります。本事業は、魚神山地区において既存の離岸堤の天端高不足からかさ上げを実施するものであり、令和2年度より継続の整備事業であります。変更工事の内容につきましては、添付図面により説明しますので、2ページを御覧ください。施工場所は魚神山漁港真浦地区であります。次に、3ページの平面図及び4ページの縦断図を御覧ください。赤く着色している部分が当初契約部分です。緑色に赤斜線が変更部分となります。変更内容は、当初の施工延長75メートルを90メートルに増高し、被覆石の投入を当初の951立方メートルから1,353立方メートルに変更いたします。そして、消波ブロックを1,236基製作し、1,200基を据え付ける計画であります。最初のページに戻っていただき、契約の内容については、1の契約の目的、2の契約の方法は変更ありません。3の契約金額につきましては、4億2,900万円を4億4,899万円に変更し、1,999万円増額いたします。4の契約の相手方も変更がなく、株式会社明正建設です。なお、工期につきましては、令和3年9月30日を予定しております。当日は長田水産課長が提案説明を行います。

以上で、私からの説明は終わります。

○山下委員長 ただいま総務課長からの説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 質疑がないようなので、次に、企画財政課長から補正予算関係の説明をお願いします。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 それでは、私のほうからは、予算に関連する議案等について、概要を説明させていただきます。

最初に、承認第5号、専決処分第5号の承認を求めることについて、令和3年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について説明しますので、補正予算書の7ページを御覧ください。

予算事業の内容は、5月28日の議員全員協議会において説明しておりますが、一般会計補正予算(第3号)は、予算の総額に8,530万円を追加し、総額を138億9,652万1,000円としたものです。内容について説明いたしますので、19ページを御覧ください。4款衛生費、新型コロナワクチン接種事業、及び7款商工費、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者経営支援事業に早期に取り組むため、速やかな予算措置が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年5月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をいただきたく提案するものであります。当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、報告第1号、愛南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明しますので、同議案の2ページを御覧ください。このことについては、先般の3月議会定例会において、令和2年度一般会計補正予算(第6号)中、第2表、繰越明許費として26事業の承認をいただいておりますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、2ページから4ページのとおり、25事業の繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。当日は、私が説明をいたします。

次に、報告第2号、愛南町小規模下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明しますので、2ページを御覧ください。このことについても、先般の3月議会定例会において、令和2年度愛南町小規模下水道特別会計補正予算(第2号)中、第2表、繰越明許費として承認をいただいておりますが、繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。当日は、山本環境衛生課長が説明をいたします。

次に、報告第3号、愛南町温泉事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明しますので、2ページを御覧ください。このことについても、先般の3月議会定例会において、令和2年度愛南町温泉事業等特別会計補正予算(第1号)中、第2表、繰越明許費として承認をいただいておりますが、繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。当日は、尾崎一本松支所長が説明をいたします。

次に、報告第4号、愛南町温泉事業等特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明しますので、2ページを御覧ください。このことについては、令和2年6月議会定例会において、愛南町温泉事業等特別会計繰越明許費計算書を調製し、報告をしておりましたが、公用車の購入期間に日数を要したことを理由に事故繰越しとなりましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書を調製し、報告するものであります。当日は、尾崎一本松支所長が説明をいたします。

次に、報告第5号、愛南町上水道事業会計予算建設改良費の繰越報告について説明します

ので、2ページを御覧ください。このことについては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和2年度建設改良費の繰越額に関する計画について、報告するものであります。当日は、池田水道課長が説明をいたします。

次に、第44号議案、令和3年度愛南町一般会計補正予算（第4号）について、6月補正予算概要説明書により説明しますので、概要説明書の3ページを御覧ください。今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ10億1,758万2,000円を追加し、総額を149億1,410万3,000円とするものであります。最初に、今回の補正予算については、全般にわたり4月の人事異動等による職員人件費を計上しております。それでは主要内容について、歳出から款を追って説明しますので、同資料の9ページを御覧ください。2款総務費については、ふるさと寄附金の寄附額向上のため②ふるさと寄附金事業を、公共交通網の再編を行うため④コミュニティバス運営事業等を追加計上しております。3款民生費については、子育て世帯の給付金対象が独り親世帯以外の低所得者世帯も対象とされたことにより③低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を、認定こども園への委託運営費として④児童保育委託事業等を追加計上しております。4款衛生費については、①災害時医薬品備蓄事業、②新型コロナウイルスワクチン接種事業等を追加計上。6款農林水産業費については、農林関係で、④農業経営セーフティネット加入促進補助事業、⑥水路維持修繕事業、⑦林道整備事業等を、水産関係では、⑧水産業振興補助事業、水産基盤施設の整備事業として⑩水産物供給基盤機能保全事業、⑫魚神山漁港海岸保全施設整備事業等を追加計上しております。7款商工費については、新型コロナウイルス感染症対応支援として、①中小企業者経営支援事業、③プレミアム商品券発行支援事業等を追加計上。8款土木費については、町単独事業として実施する②道路新設改良事業を、県補助事業により③砂防事業銭坪B地区ほか3地区の集落・避難路保全斜面地震対策工事費等を追加計上しております。9款消防費については、新型コロナウイルス感染症の対応対策として救急救命士の手順が見直されたことにより②救急業務運用事業等を追加計上。10款教育費については、県の特色ある道德教育推進事業の推進校の指定を受けたことにより②心の教育推進事業を、平城貝塚を対象とする③文化財保護啓発事業等を追加計上しております。これらの歳出予算の裏付けとなる歳入については、8ページに主要内容を掲載しておりますが、主な財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ほか、各種事業実施に伴う国・県等の支出金、基金繰入金、町債等となっております。当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第45号議案、令和3年度愛南町小規模下水道特別会計補正予算（第1号）について、補正予算書により説明しますので、補正予算書の71ページを御覧ください。小規模下水道特別会計は、歳入歳出それぞれ220万円を追加し、予算総額を1億4,600万円とするものであります。補正予算の内容は、漁業集落環境整備事業機能保全計画策定業務委託料の追加であります。当日は、山本環境課長が提案説明をいたします。

次に、第46号議案、令和3年度愛南町旅客船特別会計補正予算（第1号）について、補正予算書により説明しますので、補正予算書の87ページを御覧ください。旅客船特別会計は、歳入歳出それぞれ136万3,000円を追加し、予算総額を2,941万4,000円とするものであります。補正予算の内容は、旅客船指定管理委託料の追加であります。当日は、吉田西海支所長が提案説明をいたします。

最後に、第47号議案、令和3年度愛南町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補

正予算書により説明しますので、補正予算書の3ページを御覧ください。今回の補正予算のうち、収益的収入及び支出については、人事異動等に伴う人件費及び大久保山ダムの水利施設整備事業等に係る負担金を計上しており、詳細は13ページ及び14ページのとおりであります。当日は、池田水道課長が提案説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○山下委員長 説明が終わりました。何か質疑はございませんか。

はい。

○金繁委員 補正予算の説明なんですけれども、国からのコロナ臨時交付金、今回に限らずこれまで、今回が3次ですよ、第1次、第2次、去年から臨時交付金が町に来てますけれども、その使い道を事業ごとに出してほしいんですけれども。例えば、山出温泉8,000何百万支出、そのうちの幾らが臨時交付金で、それ以外が数百万が町の一般財源とか、町民の方からよく聞かれるんですよ。特にこの4月、5月、非常に事業主の皆さんも生活者も困窮しています中で、どがいに使えよんだと、どうなっちゃうんだという声をたくさん受けて、私も1回、課長から資料を頂いたこと、去年あるんですけれども、また今度3次ということで、今までの分も含め、きっちりとそれを出していただけないでしょうか。そうすると大変助かります。

○山下委員長 担当課、説明できますか。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 お答えさせていただきます。

資料提供につきましては、まず、金繁委員が先ほど言われました3次の分につきましては、5月28日の議員全員協議会のほうで資料のほうは提示をさせていただいております。これまで令和2年度の臨時交付金につきましても、令和2年度中において全員協議会のほうにおきまして資料提示をし、説明をさせていただいております。金繁委員の言ったことにつきましては、全体的な取りまとめの資料提示ということでありましたので、もし議会のほうからその資料提出をとということであれば、まとめて資料のほうは提示をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 これは議運のほうなんです、議長とも協議して、そういう方向で行きたいと思えます。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 1点、補足とつけさせていただきます。

金繁委員が言われました町民の方々等の問合せもありということで御発言がありました。一応、担当課といたしましては、令和2年度に活用しました臨時交付金につきましては、次月、7月号の広報にある程度の情報を記載して掲載するというので予定をしております。それに合わせて、町もホームページのほうにも決算認定前ではありますが、臨時交付金の事業実施の内訳ということで、ホームページのほうにも合わせてアップすることで、今準備を進めております。という取組で、町民の皆様にはお知らせしたいというふうに考えております。

以上です。

○山下委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ほかに質疑がないようなので、次に、補正予算の質疑の方法について、第44号議案、一般会計補正予算(第4号)については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うことでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、第45号議案、小規模下水道特別会計補正予算(第1号)について及び第46号議案、旅客船特別会計補正予算(第1号)についての2議案については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うことでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 続きまして、47号議案、上水道事業会計補正予算(第1号)については、予算書全般を通じて質疑を行うことでよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 申し訳ありませんが、先ほど一般質問の方法について、ちょっと抜けておったんで、何かこの件について質疑のある方、ございませんか。一般質問の内容について。

(発言する者あり)

○山下委員長 6名の一般質問があるんで、その内容について何か質疑があれば。

金繁委員。

○金繁委員 コロナに関する質問が重なっているように思うんですけども、大要ちゃんと、どういう方向に来そうかということまで考えられてないんですけど、経済対策と感染症の対策ということで、これはダブらないと見ていいんですかね。

○山下委員長 それぞれのコロナに対する質問があるでしょう。今回であつたら嘉喜山委員、金繁委員、池田議員、石川議員ですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 入ってないか。入ってないか、コロナ入ってない。これ3人ですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 今回、金繁議員はしてないんですけど、以前、こういう、例えば3つ、4つダブる場合があつて、いろいろ協議した結果、本人によって、その質問の内容、角度も違うんで、これは議運で協議とかできないと、やっぱり本人に任すべきだということで、以前も協議していたんで、私もやっぱりそのとおりだと思います。よろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 ほかに一般質問についての何か御質問はありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 ここでお伺いするのが適当かどうか分からないんですけども、今回から反問権が導入されるということで、その要綱がありますよね。このとおりにされるんですが、この反問権の理事者側からの行使に対する質問者の答弁は、質問者が持つ持ち時間には入らないということを確認されたんですよね。

○山下委員長 再確認ですが、本多局長。

○本多事務局長 金繁委員の発言のとおり、執行部側から反問権に対する回答については、時間

に入りませんので。40分の中へは入りません。

以上です。

○金繁委員 それと委員長、もう一ついいですか。

○山下委員長 はい。

○金繁委員 それから、時間の計り方なんですけれども、3月議会で2分進んでいるというような発言があったんですけども、通常、一般質問するとき、質問者がどういう状態とか、どういう発言をしてから時間のカウントをスタートし、どういう状態になればストップしているのかというのを確認させてください。

○山下委員長 本多局長。

○本多事務局長 議員が話し始めてから、そして話し終わるまでで一応ストップかけて、その連続ということになります。

以上です。

○山下委員長 はい、どうぞ。

○金繁委員 立った、座ったの時間は関係ないですよ。マイクで話し始めて、声が発声されてからですよ。そして発声が終わってから閉じるんですね。

○山下委員長 本多局長。

○本多事務局長 もちろん立って、座っての時間はカウントはしないんですけども、例えば立って質問中に空白の時間ができるとか、そういった場合はもちろんカウントはしております。なんと言うか、発言が始まってからというふうに考えていただいて結構だと思います。

以上です。

○山下委員長 金繁委員、これ本当に立った、座った、秒的に言うたら本当に短い時間なんで、今まで事務局が正確にやっとなるんで、それでよろしいでしょう。

(発言する者あり)

○山下委員長 はい。

○金繁委員 はい、確認させていただきました。

今回、反問権に関しては、きっちりとした要綱をつくっていただいて、すばらしいなど、これで質問の開始から終了まではっきりと分かります。愛南町議会の場合は、3回の再質問の制限がありまして、町民の方から見ていて分かりにくいこともあります。ですので、例えば、反問権のように、例えば、これから金繁議員の再質問1回目を許しますとか、2回目、許します、3回目と言っていたら、見ている方も、町民の方もすごく分かりやすいですし、質問する議員も中身に集中できて、回数をカウントするという無駄なエネルギーを使わなくても済むのですが、そういうふうにしていただけないでしょうか。

○山下委員長 確認ですが、結局、一般質問の方が、今2回なのか3回なのか4回、分からないことがあるので。

(発言する者あり)

○山下委員長 町民の方が見て、今3回目なのか2回目なのかを分かりやすくするためにということですか。

原田議長。

○原田議長 再質問の際に、1回目の質問を許しますと、2回目の質問を許しますと、そういうふう言うてくれと。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 分かりやすさという意味では、とても分かりやすくなると思います。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その回数とかそういったもの、事務局がきちっとそこまでできるんですよね。それであれば、確かに分かりやすいとは思いますが。

○山下委員長 議事進行に関わることで、議長と事務局が、それは問題ない、できる言うたらやってもらったらいいいし、ちょっと検討させてくれと言うたら、また。即答できればしていただけたらいいと。

原田議長。

○原田議長 今委員長が言うたように、ちょっと事務局と検討します。なるべく分かりやすいようにやって行きたいと思います。

○山下委員長 それでいいですか。ほかに質疑のある方、おられませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようですので、5番、その他、追加議案について。理事者提案について、何かございますか。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 追加議案につきましては、ありません。

以上です。

○山下委員長 分かりました。続いて、議会提案について、本多事務局長。

○本多事務局長 議会提案につきましては、請願の関係がございまして。請願の関係で、総務常任委員会のほうに付託されたような場合は、その結果として、請願審査の報告、もしくは継続審査のいずれかが出る予定となっております。

以上です。

○山下委員長 追加議案についての説明がありました。ここで執行部は退席をしていただきます。

(退席)

○山下委員長 それでは、ただいま追加議案がないと総務課長の申出がありましたので、6月18日9時半から朝礼は行います。そして、ほかに追加議案が出た場合は、事務局より連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会期中の常任委員会請願審査等の開催日について。総務文教常任委員会は、請願審査がありますので、開催日を調整していただきたいと思います。続きまして、閉会中の常任委員会、所管事務調査等。総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、閉会中に所管事務調査を実施する場合は、各常任委員会委員長は、所管事務調査申出書を6月14日月曜日17時までに事務局に提出をお願いします。続いて、その他。初日11日は、第44号議案、一般会計補正予算(第4号)についての提案説明までにとどめ、質疑・討論・採決は最終日18日とするということによろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 服装については、申合せの事項のとおり、6月定例会は上着を着用しなくてよいネクタイの着用は自由ということをお願いいたします。

新型コロナウイルス対策について。前立てが設置してある演台のみマスクを外して発言可。休憩時に、机等の消毒と換気を行うので書類が飛ばないように注意。傍聴席については、距離を空けて15席とし、15名を超える場合は議場前にテレビを設置する。

以上です。

すみません、請願・陳情の取扱いが抜けていましたので、申し訳ありません。請願・陳情の取扱いが受理件数1件ございます。別紙請願文書表のとおり、請願が1件出ております。請願第1号、柏坂遍路道の国史跡指定の促進の請願については、総務文教常任委員会に付託をするということによろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○山下委員長 そういふことなので、総務文教常任委員会は請願審査がありますので、先ほど申しましたが、開催日の調整をお願いしたいと思います。

(発言する者あり)

○山下委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、総務文教常任委員長、常任委員会は6月14日10時によろしいですか。

はい。

○石川総務文教常任委員長 総務文教常任委員会として、請願の審査を6月14日に予定をさせていただきます。時間は10時から。

○山下委員長 よろしいですか。それに伴い、議会運営委員会を6月18日の9時から開催しますので、よろしく願いいたします。

以上、協議は終わりましたが、その他、何かありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 初めてなので分からないんですけど、愛南町議会で私、前回3年5か月いましたが、本会議に出てくる議案の付託というのが一度もなかったんですね、その請願以外。例えば今回でも、補正予算が10億を超える大きな予算があつて、その中には大きな議案もたくさん入っていて、実際、全員協議会でも結構活発に意見が出ていたものもあります。これ委員会に付託ということは、ここではしないんですか。

○山下委員長 愛南町議会は、本会議方式を取つとるんですよ。だから、委員会方式を取つておる議会は委員会に付託があるんですが、愛南町議会では委員会の付託はありません。

金繁委員。

○金繁委員 不勉強ですみません。そしたら、本会議中心主義であるということは申合せ事項に書いてあつたんですかね。どこかに書いてあるんですか。私も見た気はするんですけど。

○山下委員長 本多局長。

○本多事務局長 議会申合せ事項の20、その他のところで、会議の方法についてということで、会議は本会議方式とするというふうに定めております。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 そしたら、今後、検討していきたいと思うんですけども、本会議方式というのは戦前のやり方で、今、多くの議会で委員会方式に変わってきています。本会議方式を取るの

であれば、本会議で議案の質疑が3回に制限されているというのは、これ十分な討論できな
すですよ、質疑できないです。ですから、委員会方式に移行して、委員会でしっかりと本
会議に提出される議案を委員会で検討して、本会議はさっくりと終わらせるか、もしくは本
会議方式を堅持するというのであれば、本会議の質疑の回数3回というのは余りにも内容に
入れませんので、この回数の撤廃をするように議会として検討していくことを私、提案した
いと思います。

○山下委員長 今後、金繁委員の意見として検討していきます。

○金繁委員 もう一ついいですか。

○山下委員長 はい。

○金繁委員 ぜひ、議長のほう、御検討をお願いします。それから、もう一つ提案です。皆さん
それぞれいろんな病気とかけがとか、また、今度、議会基本条例関連も変わって、将来的に
は若い人、妊婦さん、育児のある人も議員になれるようにということで規則もできました。
ですので、全ての人が健康な状態でここに、議場に來れるという場合も必ずしもないですよ
ね。実際、病欠ということもあります。ですので、そういう特別な事情のある方は、オンラ
イン参加できるように準備をしておいてはどうかと思います。実際ほかの議会でもオンラ
イン参加できるように、条件はもちろんありますけれども、しておられます。せっかく全町
民の代表として議会の一員になったわけですから、1回でもスキップしたくないですよ。
ぜひこれも検討していただけたらと思います。

いかがでしょう。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 検討してみます。

○山下委員長 ほかに何かその他ですが、何かありませんか。

石川委員。

○石川委員 先般の臨時会で吉村議員が、休憩中とはいえ、議場の中で不適當な発言をされた経
緯について、議運で、今後のこともあるので、これは検討せざるを得ないんじゃないかなと
いうふうに思っております。

○山下委員長 今、石川委員から意見がありましたが、このことで何か意見がある方、おられま
せんか。

金繁委員。

○金繁委員 休憩中の吉村議員の不適當な発言ということなんですけれども、これを検討してい
くということで、確認なんですけど、不適當な発言の内容と、どういう検討の仕方があるの
か、お考えなのか、お聞きします。

○山下委員長 オブザーバーですが、佐々木議員。

○佐々木副議長 オブザーバーですが、発言できんのですけど、当時の臨時会の臨時議長として
の発言をします。当時、原田議員が候補者の発言が終わった後に、吉村議員が、事務局の質
問ができないということを見捨てて質疑をしたわけですよ。その質疑の内容が刑事事件の
被疑者でありながら、議長には立候補できないのではないかなというような発言がありました。

それで、私、この間、全員協議会のときに、一番最後のその他の質問を吉村議員にしたわ
けなんですけど、当時のその言葉の根拠と、また本人への謝罪、また発言の撤回をしてくれ
と、私はそのように言いました。それがそのときの内容であります。また、そのとき、休憩

中でもありますが、ライブで流れたそうです。我々はちょっと分らないので、ライブで音声も入ったらしいです。録画はその部分はカットしとったわけなんですけど、一部の町民は聞いておるわけなんですよ。それで、本人に対して私は、謝罪と撤回をいただきたいというふうに本人に質問をしました。

以上です。

○山下委員長 今、佐々木議員の意見ですが。

金繁委員。

○金繁委員 発言は特定できました。謝罪を求めるといふ根拠なんですけれども、どれに当たるんですかね。議員必携の発言という第5章があるんですけれども、ここでどれになるんですかね。根拠がないと、また問題になりますんでね。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 議員の資格のところに書いてあると思うんですが、「品位品格」という言葉が出てくると思うんです。議場外であれば、これはプライベートで、ある意味、法に触れなければ、何を言ってもいいということと通用するかもしれませんが、愛南町の議会の議場の中で、品位品格を疑うような発言は、厳に私は慎むべきだというふうに思っております。だから、この件に関して、今後の件もありますんで、愛南町の議会として品位品格を疑うような言動を議会の中で徹底していかないといかんのではないかなと。マイクに乗ってしまったということなんですけど、たまたま故意的にマイクを入れていたのかどうなのか分かりませんが、この辺りも休憩中ということになれば、一斉にマイクを切れるような方式を考えるか何か、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 品位を損なう発言をしたら、議会で謝罪を求めることができるんですかね。すみませんが、何ページですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員 どこですか。発言のどこじゃないんですか。

○山下委員長 金繁委員、多分石川委員が言っているのは、その議員必携にうたわれてないけど、やっぱり議員として、私の考えですが、議会運営委員会は議長の諮問機関で、運営に関わること、議長の諮問に関わることなんですけど、これ、この前の発言、議会は言論の府ですよ。憲法でも発言の自由は認められております。だけど、自分の言った発言、これは責任を持たなければなりません。だから、この前、吉村議員に対しては、発言に対しての根拠があるのかと、根拠を尋ねました。それは佐々木議員も私も尋ねましたが、根拠は一切言わず、自分の考えだけを述べて、だから、私は、本当にこれ、まあ言うたら間違った発言をして、それを訂正しなくていいのかと。だから、まずは吉村議員にその根拠、発言の根拠を聞くということで、謝罪とか何とかは別にして、その根拠を聞くべきだと私は思うんですよ。聞いた後で、吉村議員の根拠の発言を聞いた後で、根拠が正しかったら、それはそれで、だけどまずは根拠を聞かなければ前に進まないと思うんですが、皆さんの意見をお聞きします。

那須委員。

○那須委員 私は、この間の議員協議会に出てなかったんで、少し経緯が分かりませんが、確か

に休憩中に議長、副議長の所信表明がありました。その途中で休憩取りましたけれども、あれは単なる休憩ではありません。議場の中での休憩ですので、音声にも乗りましたし、それを知っている町民もいますし、しかも愛媛新聞は与党発言の分、あの休憩中のことも書きました。私はむしろ愛媛新聞は書くのであれば、議場で個人名を誹謗中傷するようなこと、そういう発言をしたという、そっちのほうが大きいのだと思いますけれども、前回そういうことで、懲罰委員会もつくったわけですから、その辺のことは、やっぱり一番本人が分かってないといけないはずなのに、あえてああいう発言をしたということで、私は本来であればすぐに、本議会であれば懲罰動議を出すべきですけれども、休憩でありましたので、それもできないということで、あれはやっぱり吉村議員のちょっと間違っただけだと思いますので、それは議会からの厳重注意は必要だと思います。

○山下委員長 注意するまでには、根拠の説明が私は大事だと思います。

金繁委員。

○金繁委員 分かりました。那須委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、これ、じゃあ本議会の中で謝罪を求めるんですか。その事実の適示を。注意を。

○山下委員長 いいえ、そんなことないです。

(発言する者あり)

○山下委員長 とにかく議長ですわね、注意とか、そういう行動を起こすのは。議会の代表は議長なんで。私が皆さんに聞いたかったのは、根拠の説明をまずしてほしい。それが一番やないかと思うんです。根拠も何も聞かずに、謝罪せよ取り消しせよ、それは余りにも横暴なので、そのことについて皆さんにお聞きしてます。

金繁委員、そのことについて。

○金繁委員 それは例えば議長が個別に話をしっかり聞き取りをして、例えば全協とかで疑問に思われることがあって、全協でたまたますべきところだと思われた場合には、全員の前で注意をして、事実の適示をして注意をするというようなことになるんですか。

○山下委員長 議運は各委員会の代表で出てきてます。だから、ここでしっかりと意見を決めて、あとは例えば全協に議会運営委員会の意見はこうですということでもいいんじゃないんですか。それやったら議運なんか要りませんよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員の意味は全然わからんのやけど、ケーブルテレビは突如、議長と挙手して、自分が勝手に言うことを予想できんし、これは無理です。だから、根拠の説明をしてもらうべきではないかということを今。前へ進まんでしょう。

どうぞ。

○金繁委員 たしか所信表明をされる前に、副議長か事務局長から、所信表明に対する質疑はできませんとはっきりと言われました。で、所信表明が終わりました。その後、吉村議員が休憩の休憩という発言をして、その発言をしました。ですので、質疑できないところを。

(発言する者あり)

○山下委員長 その休憩言うたとか言わんじゃなくて、その発言に対して、議会、このままでいいのか、不適切と思われる発言をそのまま放置していいのか、今後のこともあるんで、ここでちゃんと、もし今後そういうことがあったら、また指導もできますし、今回がまずスタートなんで。議会基本条例で17条の品位ってあるでしょう。その中に、議員は町民の模範とし

て、載っ取るんですよ。

はい。

○佐々木副議長 その基本条例をつくったときの当時の委員長が吉村議員なんですよね。やっぱりちゃんとももらいたいです、我々としてはね。私はあのときに反対しました。やっぱり皆さんが、新しい議員がそろってからもう一回検討したらどがいぞというふうに検討したけど、人数が多かったんで、基本条例できましたけど、そのときの委員長が吉村議員です。やっぱりそういうふうに自分がつくったんやったら、もうちょっとしっかり発言をしてもらいたいと思います。

○山下委員長 次、石川委員どうですか、この件。ちゃんと説明をしてもらうか、もらわんかということで。

石川委員。

○石川委員 被疑者という根拠を含めて、その発言に対する説明をしていただかないことには、私はいかんのじゃないかなと。

○山下委員長 分かりました。

(発言する者あり)

○山下委員長 分かりました。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 やはりこれは議会云々にかかわらず、やっぱり人の名誉を毀損するとか、そういったことに当たると思うんで、そこはきちんと処分するべきだと思います。で、書面できちんと議長からするとか、形を残すべきじゃないかなと思うんですよ。で、確かに国会議員については国会での発言については、免責特権ありますけど、しかし、地方議会にはないし、やはりそこはきちっとすべきと思ってます。特に議員必携の132にもありますように、議会で品位を落とすような発言をしてはならないと書いていますし、議会中にかかわらず、やはりそこはきちんと対応すべきだと思っています。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野委員 皆さんの言うように、私も納得できないという部分がありますので、その辺はぜひ真意うか、根拠を本人から聞きたいというふうに思います。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 はい。私も推奨されるような発言ではなかったというのは分かります。ただ、先ほど嘉喜山委員が議会で、議会でとおっしゃいますけど、やっぱり休憩中は議会には入らないんですよ。で、正していく、品位を保つことは大変重要なんですけれども、一方で、辞職勧告のときに明らかに地方自治法にも、申合せ事項にも違反する辞職勧告をしてしまった、それに対してやっぱりこの場で同じようなことをしてない以上は、それはバランスを持たないと町民に示しがつかないんじゃないですかね。やっぱり悪いことをしたら悪いことしたいうて認めて謝るって当然です。だから、もうお互いが謝ったらどうですか。

○山下委員長 ちょっと待って、今の意見は、辞職勧告した人が違法な行為をして、悪いことをしたから謝れっていう意味。そうやろう。そうでしょう。

(発言する者あり)

○山下委員長 それは、また違う方向に行くので。

(発言する者あり)

○山下委員長 ほかのことは関知せず、そのことで説明を求めるということについて、ほかの方は説明を求めたほうがいい、あと、金繁委員の意見がまだはっきりしてないんで、金繁委員の意見をお聞きします。それだけ、あとのことはいいです。

○金繁委員 そうですね、一つは、先ほども言いましたように、議会での発言ではないので、私としては、議長から本人に対して事実を聞き取りして、そこでやはりこれは全員協議会に出して、全員に知らせてしたほうがいいという判断であれば、したらいいと思うんですけども、議場ではないので。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと待って、那須委員。

○那須委員 全く議場だと思いますけども、議場で、しかも休憩、休憩と言ってますけど、休憩ではないんですよ。ケーブルで流れましたし、愛媛新聞の記事にも載りましたので、これは単なる休憩中ではないし、ちゃんとした議場での発言だというふうな捉え方を今回はしたほうがいいと思います。で、もしこんなことが許されんのであれば、議員控室で私たち冗談言えませんか。全部拾われますんで。

○山下委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほとんどの委員が意見を求めるということで、1人は保留ということなんで、反対はいませんで、これは議長に、吉村議員にその根拠をただしてもらおうということ決定でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、そう議長に申出をいたします。

ほかにその他ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長

ないようですので、これで議会運営委員会を終わります。
お疲れさんでした。

議会運営委員会委員長